

**（仮称）紫波火葬場整備事業募集要項
（修正版）**

平成19年8月

紫 波 町

[目 次]

1	募集要項の目的	1
2	募集要項等の構成	1
3	事業の概要	1
(1)	事業名	1
(2)	対象となる公共施設の種類	1
(3)	公共施設の管理者	1
(4)	事業目的	2
(5)	施設の名称	2
(6)	施設の内容	2
(7)	事業の範囲	2
(8)	事業期間及びサービス対価の支払	3
(9)	事業方式	3
(10)	事業に必要とされる関連法令等	3
4	応募者の参加資格要件等	4
(1)	事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	4
(2)	応募者の参加資格要件	4
5	事業者の募集及び選定の手順	7
(1)	募集及び選定スケジュール	7
(2)	審査委員会の設置	7
(3)	応募の手続き	8
(4)	事務局	10
6	基本協定及び事業契約に関する事項	11
(1)	基本協定の枠組み	11
(2)	事業契約の枠組み	11
7	提出書類の作成要領	12
(1)	提出書類	12
(2)	作成要領	14
(3)	提出書類に関する留意事項	15
別紙 1	サービス対価の算定及び支払方法	17
別紙 2	不動産取得税の取扱いについて	20

1 募集要項の目的

本要項は、紫波町（以下「町」という。）が（仮称）紫波火葬場整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより決定することを目的として、公表するものである。

2 募集要項等の構成

募集要項等は、次の書類により構成される。これらの書類は、提出書類の作成の前提条件であり、選定された事業者が遵守すべき条件となるものである。

また、5（3）キの手続きに基づき配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も選定された事業者が遵守すべき要件となるものである。

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 事業者選定基準
- エ 提出書類の様式集
- オ 基本協定書（案）
- カ 事業契約書（案）

なお、募集要項等に記載のない事項については、募集要項等に対する質問及び回答によることとする。

3 事業の概要

（1）事業名

（仮称）紫波火葬場整備事業

（2）対象となる公共施設の種類

火葬場

（3）公共施設の管理者

紫波町長 藤原 孝

なお、町は本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定

による「公の施設」とする予定である。

(4) 事業目的

本町の現在の火葬場は、建設から約32年が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、狭隘な施設で利用者が不便を来しているのが現状である。今後、高齢社会の進行により施設利用の増加も予想され、新しい施設を早急に整備する必要があることから、町では移転新築により新たな火葬場を整備することとした。

本事業を進めるに当たっては、民間の資金やノウハウを活用することで、サービスの質の向上を図り、かつ、財政支出の削減、財政支出の平準化の確保を目指すものである。

(5) 施設の名称

(仮称) 紫波火葬場

(6) 施設の内容

火葬棟、待合棟、駐車場、構内道路及び庭園等(以下総称して「火葬場施設」という。)及び緩衝緑地(火葬場施設とあわせ、以下総称して「火葬場施設等」という。)

(7) 事業の範囲

募集要項等に定める手続きによって選定され、町との間で基本協定を締結する民間事業者(以下「選定事業者」という。)は、本事業の遂行のみを目的とする会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社(以下「SPC」という。)を設立し、次の業務を実施する。なお、それぞれの業務の詳細は、要求水準書に示す。

ア 火葬場施設等の整備に係る業務

- ・火葬場施設等の設計業務
- ・火葬場施設等の施工業務
- ・火葬場施設等の工事監理業務
- ・火葬場施設の所有権移転業務
- ・火葬場施設等の敷地造成及びその関連業務
- ・備品等設置業務
- ・上記に関連する各種申請等の手続き

イ 火葬場施設の維持管理に係る業務

- ・建物保守管理業務
- ・建物設備保守管理業務

- ・外構維持管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・上記に関連する各種申請等の手続き

(8) 事業期間及びサービス対価の支払

ア 主要なスケジュール

選定事業者との基本協定締結 平成 1 9 年 1 0 月
 選定事業者との仮契約締結 平成 1 9 年 1 1 月
 契約の議決 (本契約) 平成 1 9 年 1 2 月
 施設の設計、建設 平成 1 9 年 1 2 月 ~ 平成 2 1 年 2 月
 施設の所有権移転 平成 2 1 年 3 月
 施設の供用開始 平成 2 1 年 4 月
 施設の維持管理 平成 2 1 年 4 月 ~ 平成 3 1 年 3 月

イ サービス対価の支払

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、町は、S P C から火葬場施設の引渡しを受けた後に、S P C にサービス対価を支払う。その算定及び支払方法は別紙 1 のとおりである。

(9) 事業方式

B T O 方式 (Build Transfer and Operate : 選定事業者が火葬場施設等を建設し、竣工後速やかに町に所有権を移転し、維持管理を行う方式) を事業手法として整備を行う。

(10) 事業に必要とされる関連法令等

選定事業者は、本事業の実施に当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は次のとおり。

- ア 墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 4 8 号)
- イ 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)
- ウ 建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)
- エ 消防法 (昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)
- オ 宅地造成等規制法 (昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号)
- カ 電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)
- キ 大気汚染防止法 (昭和 4 3 年法律第 9 7 号)
- ク 悪臭防止法 (昭和 4 6 年法律第 9 1 号)
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)

- コ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- サ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- シ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ス 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
（平成18年法律第91号）
- セ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ソ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- タ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- チ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ツ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年厚生省）
- テ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）
- ト 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）
- ナ 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）
- ニ ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）
- ヌ 盛岡地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和46年盛岡地区広域行政事務組合条例第3号）
- ネ 岩手県林地開発行為連絡調整事務取扱要領（岩手県農林水産部）
- ノ 開発許可の手引き（岩手県都市計画協会）
- ハ 墓地埋葬等に関する法律施行細則（平成6年紫波町規則第5号）
- ヒ 開発計画技術基準（紫波町土木課）
- フ 宅地防災マニュアル（建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室）ほか

4 応募者の参加資格要件等

（1）事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

町は、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を公募し、透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を決定するものとする。

事業者の決定に当たっては公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価するものとする。

なお、本町のPFI事業の普及・促進のため、本事業の実施において、町内の企業自らが積極的に取り組み、主導的な役割を果たすことを期待している。

（2）応募者の参加資格要件

ア 応募者の構成

応募者は、本事業を実施する次の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとする。

火葬炉を除く火葬場施設等を設計する企業（以下「設計企業」という。）
火葬炉を除く火葬場施設等を施工する企業（以下「施工企業」という。）
火葬場施設等の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）
火葬炉保守管理業務を除く火葬場施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

上記のほか本事業を行うための出資のみを行う企業（以下「出資企業」という。）を構成員に含めることも可能とする。

また、 から のうち、「施工企業が設計企業を兼ねること」「施工企業が維持管理企業を兼ねること」は、いずれも可能とするほか、施工企業が設計企業を兼ねない場合は「設計企業が工事監理企業を兼ねること」を可能とする。

なお、施工企業には、本町内に本店を置く企業を1社以上含むものとする。

応募者は、構成員（出資企業を除く。）から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

イ 構成員の変更等

参加表明書の提出以降、構成員の変更及び追加は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更又は追加せざるを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとし、町がその事情を検討のうえ、変更又は追加を認めた場合はこの限りではない。なお、いかなる場合においても、代表企業の変更は認めない。

ウ 基本的な参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 施工企業には、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく土木一式工事につき特定建設業許可を有する企業、建築一式工事につき特定建設業許可を有する企業が含まれること。（一の企業がこの二つの要件を満たす場合は、当該一の企業が含まれること。）
- (ウ) 工事監理企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ) 火葬炉企業は、平成9年度以降において、岩手県内の二以上の自治体への納入実績を有すること。

応募者の全ての構成員は、参加表明及び参加資格審査申請から事業契約締結

までの間、次の要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (イ) 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (ウ) 次の各法律の各規定による各申立て等がなされていない者であること。
 - a 旧商法（明治32年法律第48条）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告
 - b 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て
 - c 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - d 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

エ 納税状況

応募者の全ての構成員は、力に定める参加資格確認基準日までの過去2年間に
おいて、本店所在地において次に掲げる税について滞納をしていないこと。

国税：法人税、消費税

都道府県税：法人事業税

市町村税：法人市町村民税、固定資産税

オ 構成員の兼務等の禁止

一応募者の構成員が、他の応募者の構成員になることは認めない。

ただし、一応募者の構成員である火葬炉企業が、他の応募者の火葬炉企業となることは、この限りではない。この場合、当該火葬炉企業は公正な競争を阻害することのないように、応募者毎に専任の担当者を置き情報遮断を行う等当該企業内部において適正な情報管理を行うこと。

カ その他の参加不適格者

応募者は、審査委員会の委員本人、委員が属する企業を構成企業に含まないこと。

キ 参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は、平成19年7月12日（木）とする。

ク S P C の設立

選定事業者は、S P C を紫波町内に設立するものとする。この場合、選定事業

者の全構成員による出資は必須要件ではないが、代表企業、施工企業及び火葬炉企業は必ず出資するものとする。

代表企業等は、次の条件を満たすことを必要とする。

代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有しており、かつ、SPCへの出資比率は出資者中最大となること。

全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

5 事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

本事業に係る募集及び選定のスケジュールは、次のとおり設定する。

平成19年5月22日	募集要項等の公表
	募集要項等に対する質問の受付の開始
平成19年5月31日	募集要項等に関する説明会の開催
平成19年6月11日	募集要項等に対する質問の受付の期限
平成19年6月26日	募集要項等に対する質問への回答(参加資格関係)
平成19年7月12日	募集要項等に対する質問への回答(参加資格関係以外)
	応募者からの参加表明及び参加資格審査申請の期限
平成19年7月31日	参加資格審査結果の通知
平成19年9月25日	応募者からの提案書の提出期限
平成19年10月下旬	優先交渉権者の決定等

(2) 審査委員会の設置

町は、有識者等で構成する「(仮称)紫波火葬場PFI事業者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、募集要項等に基づき応募者の提案を審査する。審査委員会の委員は、次のとおりとする。

委員長	岩田 智	(岩手県立大学 准教授)
副委員長	高橋 栄悦	(紫波町 副町長)
委員	土岐 徹朗	(中小企業診断士)
	戸塚 盛悦	(紫波町 生活部長)
	八重嶋 雄光	(紫波町 経営支援部長)
	中村 重雄	(紫波町 建設部土木課長)

また、本事業について委員に直接又は間接的に接触を試みた者等については、本

事業への参加を認めないものとし、参加資格審査終了後においては、失格とする。

(3) 応募の手続き

ア 募集要項等に関する説明会の開催

町は、募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催する。なお、説明会に参加する者は、募集要項等を持参すること。

日時

(ア) 募集要項等に関する説明会

平成19年5月31日(木)午前10時30分から

(イ) 現地説明会

平成19年5月31日(木)午後1時15分から

場所

(ア) 募集要項等に関する説明会

紫波町役場第2庁舎 2階 会議室

(イ) 現地説明会

岩手県紫波郡紫波町星山字杉田地内(集合場所等の詳細は、「募集要項等に関する説明会」にて案内する。)

受付

参加を希望する場合は、「募集要項等に関する説明会参加申込書」(様式1号)により平成19年5月29日(火)までに、電子メールにより事務局まで提出すること。ただし、参加者数によっては、一企業からの参加者数の調整を行うことがある。

イ 募集要項等に対する質問の受付

町は、募集要項等に対する質問を、次のとおり受け付ける。

提出期限

平成19年6月11日(月)午後5時(必着)

提出方法

「募集要項等に対する質問書」(様式2号)により質問書を作成し、提出期限までに(4)の事務局へ持参又は電子メール(添付ファイル)により提出すること。なお、電話での受付は行わない。

質問書の作成に使用するソフトは、Microsoft Excel とする。質問書を持参する場合は、内容を記録したCD-Rも提出すること。

ウ 募集要項等に対する質問への回答

町は、募集要項等に対する質問及び質問への回答を、応募者が参加表明及び参加資格審査申請に当たって早期に了知する必要があると判断されるものは平成

19年6月26日(火)までに、その他は平成19年7月12日(木)までに、それぞれ町のホームページで公表する。

エ 資料の貸出

町は、本事業への参加を予定する者に対して、提案書の検討に際して必要な資料を、次のとおり期日を定めて貸出する。

範囲

資料の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、貸出はCD-R(1者につき1枚に限る。)によるものとする。

(ア) 事業区域図、A縦断図、A横断図、B縦断図、B横断図に係るCADデータ

(イ) 地質調査報告書

受付

貸出を希望する場合は、申込書(企業名、担当者を記載した任意の書式)を作成し、平成19年7月12日(木)までに電子メールにより(4)の事務局へ提出すること、なお、CD-Rは(4)の事務局において引き渡す。

返却期日

貸出された資料については、提案書の提出期限までに(4)の事務局へ返却すること。

留意事項

貸出された資料については、本事業に係る提案書の検討以外の目的での使用、第三者への譲渡又は開示等を行ってはならない。

オ 応募者からの参加表明及び参加資格審査申請

応募者は、参加表明及び参加資格審査申請に係る書類を、次のとおり提出すること。

提出期限

平成19年7月12日(木)午後5時(必着)

提出方法

7に定めるところにより参加表明及び参加資格審査申請に係る書類を作成し、提出期限までに、(4)の事務局へ持参により提出すること。なお、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。

カ 参加資格審査結果の通知

町は、募集要項等に定めるところより参加資格審査を行ったうえで、結果通知を、平成19年7月31日(火)までに、各応募者の代表企業に対して発送する。

キ 補足資料の配布

町は、必要があると認めるときは、募集要項等を補足するための資料(以下「補足資料」という。)を随時配布することがある。

ク 応募者からの応募の辞退

応募者は、参加表明以降に応募を辞退する場合は、7に定めるところにより必要書類を作成し、平成19年9月25日(火)までに、(4)の事務局へ持参により提出すること。なお、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。

ケ 応募者からの提案書の提出

参加資格審査を通過した応募者は、提案書を、次のとおり提出すること。

提出期限

平成19年9月25日(火)午後5時(必着)

提出方法

7に定めるところにより提案書を作成し、提出期限までに、(4)の事務局へ持参により提出すること。なお、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。

コ 審査委員会によるヒアリング、評価

町は、提案書を提出した応募者を対象に、審査委員会において必要に応じてヒアリングを実施し、評価を行う。ヒアリングを行う場合は、日時、実施方法その他詳細については、提案書を提出した応募者に後日通知する。

なお、ヒアリングに対する回答は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、当該応募者の提案書の一部を構成するものとして取り扱う。

サ 優先交渉権者の決定等

町は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その旨を町のホームページへの公表その他適宜の方法により明らかにする。

また、町は、審査委員会における審査終了後、審査委員会の意見を集約・明確化する。係る意見は、町と選定事業者が設立するSPCとの事業契約の締結に当たって尊重すべき事項として取り扱う。

(4) 事務局

本事業に係る事務局(応募に係る連絡先)は、次のとおりとする。

郵便番号 028-3390

岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1

紫波町 生活部 町民課 生活環境室(担当:森川・熊谷)

電話番号 019 - 672 - 6893
電子メール skpfi@town.shiwa.iwate.jp

6 基本協定及び事業契約に関する事項

(1) 基本協定の枠組み

ア 対象者

選定事業者

イ 締結時期

平成19年10月(予定)

ウ 基本協定の概要

基本協定は、町及び選定事業者が募集要項等に基づき締結するものであり、選定事業者の決定に係る基本的合意に加えて、SPCの設立、事業契約の締結その他必要な諸手続き並びにこれに係る町及び選定事業者の責務について定めるものである。

エ 基本協定の締結に係る協議等

町は、優先交渉権者の決定後速やかに、基本協定書(案)に基づき、優先交渉権者と協議等(基本協定の締結に必要な一切の手続きを含む。)を行ったうえで基本協定を締結するものとし、優先交渉権者は、これに応じなければならない。

また、町は、優先交渉者との間で基本協定の締結に係る協議等が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議等を行ったうえで基本協定を締結するものとし、次点交渉権者は、これに応じなければならない。

(2) 事業契約の枠組み

ア 対象者

選定事業者が設立するSPC

イ 締結時期

仮契約 平成19年11月(予定)

本契約 平成19年12月(予定)

ウ 事業契約の概要

事業契約は、募集要項等及び提案書に基づき締結するものであり、SPCが遂行すべき業務の内容、町が支払うサービス対価の算定及び支払方法、その他町及

びS P Cの債権債務に関する事項等を定めるものである。

エ 事業契約の締結に係る協議等

町は、基本協定の締結後速やかに、事業契約書（案）に基づき、選定事業者と協議等（事業契約の締結に必要な一切の手続きを含む。）を行うものとし、選定事業者は、これに応じなければならない。

選定事業者は、町との間で契約の締結に係る協議等が整った場合、平成19年11月中を目途にS P Cを設立するとともに、S P Cをして町との間に仮契約を締結する。

仮契約は、P F I法第9条の規定に基づく契約締結の議決を得た場合に、正式の本契約となる。

オ 契約保証金

契約保証金は、施設整備費相当額（火葬場施設等の施工及び敷地造成に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の額をいう。）の10分の1以上に相当する金額について、町を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し、又はS P Cを被保険者とする履行保証保険契約を工事請負人等をして締結させることにより、これを免除する。なお、S P Cを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、S P Cの負担により町を第一順位とする質権を設定するものとする。

7 提出書類の作成要領

（1）提出書類

提出書類は、次のとおりであり、詳細は提出書類の様式集によるものとする。

ア 質問受付時

募集要項等に対する質問がある場合は、「募集要項等に対する質問書」（様式2号）を提出すること。

イ 参加表明及び参加資格審査申請時

応募者は、参加表明及び参加資格審査申請時に、次の～の書類を一括して正副各1部提出すること。

参加表明書（様式3号）

グループ構成表（様式4号）

参加資格審査申請書（様式5号）

参加資格を確認できる次の書類

（ア）設計企業が一級建築士事務所の登録を行っていることを確認できる書類

の写し

- (イ) 施工企業のうち土木一式工事又は建築一式工事について特定建設業の許可を受けている企業について当該許可を確認できる書類の写し
- (ウ) 工事監理企業が一級建築士事務所の登録を行っていることを確認できる書類の写し
- (エ) 火葬炉企業が平成9年度以降において岩手県内の二以上の自治体への納入実績を有することを確認できる書類（契約書等）の写し
- (オ) 全ての構成員が最近2年間に本店所在地において次に掲げる税を納税していることを確認できる書類
 - ・国 税：法人税、消費税
 - ・県 税：法人事業税
 - ・市町村税：法人市町村民税、固定資産税

ウ 提案辞退時

参加表明以降に応募を辞退する場合は、「提案辞退届」（様式6号）を提出すること。

エ 提案書提出時

提案書は、（2）の作成要領に従い、次の6分冊に分けて作成し、< >内に示す部数を提出すること。

提案提出に関する書類 <正1部、副1部>

- (ア) 提案提出書（様式9号）
- (イ) 提出書類一覧表（様式10号）
- (ウ) 自主確認表（様式11号）

提案書（全体計画編）<正1部、副10部>

- (ア) 事業コンセプトに関する提案書（様式12号）
- (イ) 施設計画に関する提案の概要（様式13号）
- (ウ) 維持管理計画に関する提案の概要（様式14号）
- (エ) 事業計画に関する提案の概要（様式15号）
- (オ) 地域経済への配慮に関する提案書（様式16号）
- (カ) SPCのマネジメント方策に関する提案書（様式17号）
- (キ) 事業実施体制に関する提案書（様式18号）
- (ク) セルフモニタリング方策に関する提案書（様式19号）

提案書（施設計画編）<正1部、副10部>

- (ア) 土地利用計画に関する提案書（様式20号）
- (イ) 配置計画に関する提案書（様式21号）
- (ウ) 建築計画に関する提案書（様式22号）

- (エ) 火葬炉設備計画に関する提案書（様式23号）
- (オ) 施工及び監理に関する提案書（様式24号）
 - 提案書（維持管理計画編）＜正1部、副10部＞
- (ア) 火葬場施設の維持管理計画に関する提案（様式25号）
 - 提案書（事業計画編）＜正1部、副10部＞
- (ア) 資金調達計画に関する提案書（様式26号）
- (イ) 事業収支計画に関する提案書（様式27号）
- (ウ) リスク管理方策に関する提案書（様式28号）
 - 提案書（提案価格編）＜正1部、副10部＞
- (ア) 提案価格表（様式29号）
- (イ) サービス対価1の算定根拠（様式30号）
- (ウ) サービス対価2の算定根拠（様式31号）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

提案書～の分冊ごとに、各頁の下中央に通し番号をふるとともに、様式ごとの提出枚数及び頁を記入すること。また、右下の欄に町より送付された参加資格審査結果通知書に記載されている番号を記入し、住所、会社名、氏名等は表示しないこと（「提案提出書」（様式9号）、「資金調達計画に関する提案書」（様式26号）の金融機関名及び「金融機関等の関心表明書」の金融機関名を除く）。

提案書～表紙の「応募者名又は応募グループ名」欄は正本（1部）のみ記入し、副本においては空欄とすること。

言語は日本語とし、横書きを基本とすること。

図面はJISの建築製図通則に従うこと。

文字の大きさは、図表中又は特に指定のある場合を除き、全て11ポイント以上とすること。

印刷は、特に指定のある場合を除き、全て片面とすること。

提案書提出時には、各提出書類の指定部数に加え、提出の指定のある様式については、Microsoft社のWord又はExcelを使用して作成し、CD-Rに保存し提出すること。

審査に当たっては、事業者選定基準に従い提案書を審査するため、各様式には評価項目に対応した提案内容を記入すること。なお、評価項目に対応した様式に記入がない場合は、募集要項等に別段の定めがある場合を除き、他の様式に記入があっても評価対象とならないこともあることに留意して、各様式を作成すること。

各様式とも、各様式に記載の枚数以内で作成すること。なお、各様式の記載

枠及び余白の設定は応募者が自由に行ってよいものとし、様式集に示す各様式の記載指示事項、「本様式の主な評価ポイント」及び備考等は記載不要である。

指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、募集要項等に別段の定めがある場合を除き、該当する様式と関連する部分の提案は全て無効とするともに、得点はゼロとみなす場合がある。

イ 提案提出に関する書類

様式 9 ～ 11 号を作成する。A 4 縦を使い、左側綴じとすること。

ウ 提案書（全体計画編）

様式 12 ～ 19 号を作成する。A 3 横を使い、左側綴じとすること。

エ 提案書（施設計画編）

様式 20 ～ 24 号を作成する。A 3 横（様式 24 - 2 号については A 4 縦）を使い、左側綴じとすること。

オ 提案書（維持管理計画編）

様式 25 号を作成する。A 3 横を使い、左側綴じとすること。

カ 提案書（事業計画編）

様式 26 ～ 28 号を作成する。A 3 横を使い、左側綴じとすること。

なお、様式 27 - 2 ～ 4 号（損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表）については、副本においては別綴じとすること。

キ 提案書（提案価格編）

様式 29 ～ 31 号を作成する。A 3 横を使い、左側綴じとすること。

提案価格は、別紙 1「サービス対価の算定及び支払方法」に基づき算定すること。

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い及び著作権

著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属される。

ただし、町は、本事業の実施その他町が必要と認める用途に用いるために、選定事業者の提出書類を無償で使用することができる。また、町は、その他の応募者の提出書類を審査結果の公開のために一部公表することができる。

特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

町からの提示資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

一 応募者は、複数の提案を行うことはできない。

オ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

別紙 1

サービス対価の算定及び支払方法

1 提案価格の構成

サービス対価は、次により構成される。

(1) サービス対価 1

サービス対価 1 は、火葬場施設等の設計及び施工に要する費用とする。具体的には、次の費用の合計（消費税及び地方消費税額を除く。）を元本とし、これに割賦手数料を加えた額とする。

- ・火葬場施設等の設計業務（火葬炉設備に関する部分を除く。）に要する費用
- ・火葬場施設等の施工業務（火葬炉設備に関する部分を除く。）に要する費用
- ・火葬炉設備の設置に要する費用
- ・火葬場施設等の工事監理業務に要する費用
- ・敷地造成及びその関連業務に要する費用
- ・備品等設置業務に要する費用
- ・建中利息
- ・融資組成手数料その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等

(2) サービス対価 2

サービス対価 2 は、火葬場施設の維持管理及び S P C の運営等に要する費用とする。具体的には、次の費用の合計（消費税及び地方消費税額を除く。）とする。

ア 火葬場施設の維持管理に要する費用

- ・建物保守管理業務に要する費用
- ・建物設備保守管理業務に要する費用
- ・外構維持管理業務に要する費用
- ・火葬炉保守管理業務に要する費用

エ S P C の運営等に要する費用

- ・一般管理業務に要する費用
- ・融資関連費用その他 S P C の運営に必要と認められる費用等

2 提案価格の算定方法

(1) サービス対価 1

ア 基本的な考え方

原則として、火葬場施設の引渡しから維持管理の終了までの期間で年 2 回払いにより元利均等返済する額

イ 金利の算定方法

割賦手数料の金利は、火葬場施設の引渡しから維持管理の終了までの期間において固定とし、金利水準は、ウに示す各金利基準日の午前10時に発表される「東京スワップレファレンスレート(T.S.R)」としてテレレート17143頁に提示されている、6か月LIBOR(London InterBank OfferedRate)ベース10年物円-円金利スワップレートを基準金利とし、これに応募者の提案に基づくスプレッドを上乗せしたものとする。

ウ 金利基準日

基準金利の基準日は、火葬場施設の引渡日の2銀行営業日前の日とする。

なお、提案書作成に当たって使用する基準金利の基準日は、平成19年7月12日とする。

(2) サービス対価2

サービス対価2は、供用開始日から維持管理期間終了日までの期間において年2回払いを前提とし、維持管理期間を通じて、火葬件数にかかわらず一定額とする。

3 サービス対価の支払い

(1) サービス対価1

ア SPCは、平成21年4月を初回として、以後平成30年10月まで、年2回(4、10月)各月10日までに、サービス対価1(元本に係る消費税及び地方消費税額を加えた額とする。)に係る請求書を町に提出する。

イ 町は、SPCから請求書を受理した後30日以内に、各回のサービス対価1をSPCに支払う。

(2) サービス対価2

ア SPCは、平成21年10月から平成31年4月まで、年2回(10月、4月)前6か月分の業務について事業契約に定めるモニタリングを受けた後、その結果に基づき算定されたサービス対価2(消費税及び地方消費税額を加えた額とする。)に係る請求書を町に提出する。

イ 町は、SPCから請求書を受理した後30日以内に、各回のサービス対価2をSPCに支払う。

4 サービス対価の改定

(1) 金利水準の変動に伴うサービス対価1の改定

ア 町及びSPCは、引渡し時点における基準金利(火葬場施設の引渡日の2銀行営業日前の日)と提案書作成に当たっての基準金利(平成19年7月12日)に

差が生じた場合は、市場の金利水準の変動に応じたサービス対価 1 の改定を行う。
イ アの場合において、改定後のサービス対価 1 については、引渡し時点における金利基準日が属する年の前年の 10 月末日までに S P C が仮算定を行い、町に通知したうえで、基準金利日において確定する。

(2) 物価変動に伴うサービス対価 2 の改定

ア 町及び S P C は、各事業年度のサービス対価 2 について、指標（日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」を基本とし、詳細は町及び S P C の協議により定める。以下同じ。）の変動率を乗じることにより改定を行う。

イ アの場合において、改定後のサービス対価 2 及びこれに係る変動率については、各事業年度の前年度の 10 月末日までに S P C が次の式により算定を行い、町に通知する。

（改定後の当該事業年度のサービス対価 2 ）

=（提案書作成時に算定された当該事業年度のサービス対価 2 ）×（変動率）

（変動率）

=（当該事業年度の前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間に公表された月次の指標の平均） / （契約締結日を含む事業年度中に公表された月次の指標の平均）

ただし、「当該事業年度の前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間に公表された月次の指標の平均」の増減が「前回改定が行われた事業年度の前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間に公表された月次の指標の平均」（初回については契約締結日を含む事業年度中に公表された月次の平均）に対して 1.5% に満たない場合は、前回改定時と同じ変動率（初回については 100%）を用いるものとする。

別紙 2

不動産取得税の取扱いについて

本事業の実施に当たり、次に示す条件を満たすことにより、本事業に係る家屋に関する不動産取得税は課税とならないことを確認している。

[不動産取得税が課税とならないための条件]

不動産取得に関する発注者（SPC）・施工企業（SPCの構成員）間の建設工事請負契約書及び建設工事請負約款へ、（1）及び（2）に示す条項・条文を盛り込むこと。
また、（3）に示す条件を満たすこと。

（1）工事請負契約書追加条項

（所有権の帰属）
第 条 工事目的物の所有権は、原始的に発注者（SPC）に帰属する。

（2）設工事請負約款追加条文

（所有権）
第 条 発注者は（仮称）紫波火葬場整備事業の事業遂行のために設立された特別目的会社であり、工事目的物の所有権は、請負代金の支払いの有無にかかわらず、発注者が原始的に取得する。また、請負者は、発注者が工事目的物の所有権を、竣工後直ちに紫波町に移転することを承諾するものとする。
2 前項は、請負者の請負代金請求権に何ら影響を及ぼすものではない。

（3）発注者（SPC）が施設を取得した後、未使用のまま6か月以内に紫波町へ譲渡する。

本別紙における「SPC」、「施工企業」、「構成員」の用語の定義は、募集要項中の定義とする。